

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人航空大学校	
評価対象事業年度	年度評価	平成 26 年度 (第 3 期)
	中期目標期間	平成 23～27 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	航空局	担当課、責任者	安全部運航安全課乗員政策室 米山 茂
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 山田 輝希

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長ヒアリング：平成 27 年 6 月 22 日 ・ 監事ヒアリング：平成 27 年 6 月 22 日 ・ 有識者からの意見聴取：平成 27 年 7 月 2 日 (井上氏、関氏) 平成 27 年 7 月 6 日 (李家氏)

4. その他評価に関する重要事項
特になし

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)	B：航空大学校は、中期目標の達成に向けて、着実に事業を実施していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		A	A	A	-	-
評価に至った理由	項目別評価数については全23項目中Aが2項目、Bが21項目であり、中期目標の達成に向けて概ね順調な組織運営が行われていることから、評価指針に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、中期目標の達成に向けて概ね順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	法人の自己評価については特段異論なし。
その他特記事項	特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	教育の質の向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
航空会社との 意見交換回数 (計画値)	年2回	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		予算額(千円)
航空会社との 意見交換回数 (実績値)	-	年2回	年2回	年3回	年2回	年2回			決算額(千円)
達成度			100%	150%	100%	100%			経常費用(千円)
操縦教官への 技能審査 (計画値)	年1回	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		経常利益(千円)
操縦教官への 技能審査 (実績値)	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			行政サービス実施コ スト(千円)
達成度			100%	100%	100%	100%			従事人員数(人)
養成人数 (計画値)	各年度72名	-	72名	72名	72名	72名	72名		
養成人数 (実績値)	-	72名	36名	72名	72名	72名			
達成度			50%	100%	100%	100%			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>大が校が航空輸送における基幹的要員となる操縦士を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。</p> <p>①エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、操縦士養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。</p>	<p>① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。</p>	<p>① 以下を実施し、教育の質の向上を図る。</p> <p>イ 航空会社と操縦士養成等に関する意見交換・情報交換する恒常的な場を年2回以上、開催する。</p> <p>ロ エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。</p> <p>ハ 教官は、各種の研修、講習会、セミナー等に参加</p>	<p>①以下を実施し、教育の質の向上を図った。</p> <p>イ エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握するため各航空会社と個別に6月と11月に1回ずつ意見交換を行った。また、国土交通省にて開催された乗員政策等検討合同小委員会、航空機操縦士養成連絡協議会及び同協議会 WG にて操縦士の技量向上等について検討を行った。 【資料1-1】</p> <p>ロ 全日本空輸株式会社より現役の機長を教官として招聘した。</p> <p>ハ 各種の研修、講習会、セミナー等に参加し、内</p>	<p>評定:B</p> <p>教育の質の向上を図るための事項として、年度計画で立てた4つの事項を全て実施している。また、昨年度は国内最大手の民間航空会社現役の機長を招聘するなどエアラインがパイロットに求める知識・技能等を把握する上で、最善の対応をとった。</p> <p>これらを踏まえBと評価する。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>航空会社との意見交換等が年度計画どおり実施されたことや、平成26年度においては全日本空輸株式会社より現役の機長を教官として招聘したことにより、教育体制の充実が図られたことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>		

		し、内部での水平展開を実施する。 二 操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。		部への水平展開を実施した。 【資料1-2】 二 操縦教官に対し、年1回の定期技能審査及び緊急操作技量確認を実施した。		
② 操縦技量の一層の底上げを図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。	② 追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について、引き続き検証を行い、教育に反映する。	② 追加教育の効果について、引き続き検証を進める。		②平成23年度からの新追加教育時間制度を本格的に実施することにより、技能不十分による退学者数について引き続き少人数を維持するとともに、効率的な運用を行うことで追加教育時間数を減少させている。引き続き、追加教育の検証を行っていく。 【資料1-3】	<p>評価:B</p> <p>今年度の追加教育の状況は以下の通りとなった。</p> <p>【宮崎】 14名の学生に追加教育を実施。審査不合格者1名</p> <p>【帯広】 18名の学生に追加教育を実施。審査不合格者0名</p> <p>【仙台】 多発課程 28名の学生に追加教育を実施。審査不合格者0名 計器課程 22名の学生に追加教育を実施。審査不合格者3名 年度計画通り検証を行い、技能不十分による退学者数を少人数に維持している。これらを踏まえBと評価する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 平成26年度は宮崎フライト課程で1名、仙台フライト課程(計器)において3名の退学者がおり、不合格者の数が例年より多いが、航空大学校から航空会社へ供給される卒業生の質を担保するためには、退学者が出ることはやむを得ないと思料される。また、新たな追加教育により技量の底上げを行い、全体としては技能不十分による退学者を低い水準にとどめていることを踏まえれば、中期計画の所期の目標を達成されていると認められる。</p> <p><その他事項(有識者の意見)> 前年度より技能不十分により退学者が増加しているが、航空会社へ供給される航空大学校の卒業生の質を担保するためには必要なことであり、現在、航空大学校の卒業生が、航空会社から高い評価を受けていることを考慮すれば、不合格者の増加をもって評価を下げる必要は無く、B評価は妥当である。</p>
③ 操縦士養成に係る	③ 以下の調査・研	③ 教育の質の向		③ 教育の質の向上及び	評価:B	<p>評価</p> <p>B</p>

<p>教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。</p>	<p>究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。</p> <p>イ 航空機の運航に関する基礎的研究</p> <p>ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究</p> <p>ハ 新しい形態による乗員養成に関する調査・研究</p>	<p>上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に実施し、その成果を教育・訓練等に反映させる。</p> <p>イ 引き続き、小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を進めるとともに、操縦士養成初期教育についての研究を行う。</p> <p>ロ 座学における教育内容・手法及びその評価法に関して、技術の進展等に対応すべく調査研究を進めるとともに、飛行訓練装置を活用した新シラバスによる教育の検証をいつつ、標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究を進める。また、小型機によるRNAV航行の研究を継続する。</p> <p>ハ MPLについて、運航者における自社養成の状況など</p>		<p>効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に実施し、その成果を教育・訓練等に反映させた。</p> <p>イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究や操縦士養成初期教育についての研究を進め、研究報告を行った。また、研究報告の内容を仙台課程の訓練シラバスに反映した。 【資料1-4】</p> <p>ロ 飛行訓練装置を活用した新シラバスの効果を検証した結果、技量の質を維持しつつ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化が図れたことから、審査の一部について実機に代えて飛行訓練装置を使用することとした。また、G58型機のRNAV航行に係る日本の許可基準への適合性について、新規導入機のRNAV航行の許可を得た。 【資料1-5】</p> <p>ハ 個別の航空会社との</p>	<p>教育の質の向上及び効率化等を図るため、小型航空機を中心とした研究の実施、飛行訓練装置の更なる活用、エアラインニーズの調査、及びSMSを活用したヒューマンファクター問題を含み航空安全の調査研究などを適宜適切に実施している。これらを踏まえ、Bと評価する。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>小型航空機を中心とした航空機運航に関する研究を実施し、仙台課程の訓練シラバスに反映したことや、飛行訓練装置の活用、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との共同研究等についても年度計画を踏まえて実施されている。よって、中期計画の所期の目標を達成されていると認められる。</p>
---	--	---	--	--	--	--

		<p>二 安全管理システム(SMS)を活用したヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究</p>	<p>二 引き続き、安全管理システム(SMS)を活用したヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究を進める。</p>	<p>意見交換の場において、MPLについて意見交換を行った。大手航空会社では自社にて MPL を開始する等積極的な導入が見られたが、中小の航空会社では導入時期は未定であった。 【資料1-6】</p> <p>二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との共同研究「飛行教育におけるヒューマンファクター及びCRMに関する調査研究」を継続しており、訓練で得られたデータをJAXAにて分析しているところである。 【資料1-7】</p>		
<p>④ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名とする。また、より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。</p>	<p>④ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名とする。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。</p> <p>また、航空会社等と</p>	<p>④ 年間の養成学生数を72名とする。資質の高い学生を確保するため、ポスター、パンフレット等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開する。また、航空会社等と情報交換し、入学試験(学力試験、適性試験等)の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。</p>	<p>④ 年間の養成学生数を72名とした。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、学生募集のポスターや学校案内のパンフレットを作成するとともに、雑誌に航空大学校の紹介を掲載するなどの広報を実施した。また、インターネット等の媒体を有効活用し、引き続き、募集要項をHPからダウンロードできるようにするとともに、昨年に引き続きFace bookを活用し、認知度の向上に努めた。</p> <p>入学試験の内容等は、昨年度に行った見直し(外部委託から内部</p>	<p>評価:B</p> <p>資質の高い学生を確保するための広報活動を積極的に実施したところ、受験倍率を昨年度より1.2ポイント引き上げる成果を得られた。</p> <p>また、出願者数の増加に伴い、2次試験合格率も前年度より10%以上増加した。(資料2-8)</p> <p>入学試験の内容等については、昨年度にそれまでの外部委託から内部教官作成へと抜本的に見直したところであるが、試験変更後に入学した学生において退学者は出ていない。引き続き入学試験の内容等を評価し、質の高い学生の養成に努める。</p> <p>これらを踏まえBと評価する。</p>	<p>評価</p>	<p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>年度計画を踏まえ、年間の72名の学生を養成としたことや、FACE BOOK等、広報活動に積極的に取り組み、認知度の向上に努めている。また、入学試験の適性検査を見直し、内容等の評価を行っている。よって、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p><その他事項(有識者からの意見)></p> <p>入学試験の成績と入学以降の成績との相関関係の分析については、今後もより一層充実させていくべきである。</p>

	情報交換しつつ現 行の入学試験(学 力試験、適性試験 等)の内容及び実 施方法等について 継続的に評価を行 い、その結果を入学 試験制度に反映す る。			教官作成への切り替え) について、評価を行っ た。 【資料1-8】		
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	操縦士養成の新たな手法等の検討		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法 条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビ ュ	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常利益(千円)				
									行政サービス実施コスト (千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空会社と定期的意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討すること。	操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空企業のニーズを把握すべく、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討する。	MPLについて、運航者における自社養成の状況などについての意見交換を踏まえた調査・研究を行う。また、自衛隊操縦士の民間における活用(割愛)が再開されることから、自衛隊操縦士に必要な訓練について航空会社のニーズを踏まえた調査・研究を行う。		<主要な業務実績> 航空機操縦士連絡協議会や個別の航空会社との意見交換の場において、MPLについて意見交換を行った。また、自衛隊操縦士の民間のエアラインパイロットになるために必要な訓練について航空会社と意見交換を行い、必要な訓練シラバスを作成した。	<評定と根拠> 評定:A MPLについては、大手航空会社の自社養成にて積極的な採用が見られたが、中小の航空会社では導入時期は未定ということが判明した。また、自衛隊操縦士が民間エアラインになるために必要な訓練について、当初の目標である航空会社のニーズ調査等だけでなく、意見交換を重ね、必要な訓練シラバスを当校独自に作成している。	評定 B <評定に至った理由> 自衛隊出身者が民間エアラインパイロットになるために必要な訓練について、新たにシラバスを作成したことについては評価できるが、新たなシラバスを使用した訓練がまだ実施されていない段階であることやMPLについても意見交換は実施したが具体的な成果が無かったことを踏まえると、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているとは認められず、B評価が妥当である。 <有識者の意見> ・自衛隊出身者用のシラバスを新たに作成したことは評価できるが、実際に運用し、有効に機能してから上位の評価が妥当か判断するべきである。 ・自衛隊出身者用のシラバス作成については、定量的に大きな成果があったとは認められず、A評価は高すぎるのではないかと。

						これらを踏まれば A と評価する。	
--	--	--	--	--	--	-------------------	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	航空安全に係る教育等の充実		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法 条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュ ー	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
航空事故・重大インシデント(計画値)	0件	-	0件	0件	0件	0件	0件							
航空事故・重大インシデント(実績値)		0件	1件	0件	0件	0件								
イレギュラー運航件数(計画値)	10000時間あたり4.78件以下		-	-	-	4.78件	4.78件							
イレギュラー運航件数(実績値)		10000時間あたり4.78件以下	-	-	-	5.51件								
達成度			-	-	-	+0.73件								
安全教育受講回数(計画値)	年2回以上	-	-	-	-	年2回以上	年2回以上							
安全教育受講回数(実績値)	-	年2回以上	-	-	-	年2回	年2回							
達成度			-	-	-	100%								
教官オブザーブ回数(計画値)	教官1人に対して年2回以上		-	-	-	年2回以上	年2回以上							
教官オブザーブ回数(実績値)		教官1人に対して年2回以上	-	-	-	年2回以上								
達成度			-	-	-	100%以上								
ヒヤリハット報告件数(計画値)	年間30件以上	-	-	-	-	年間30件以上	年間30件以上							
ヒヤリハット報告件数(実績値)	-	年間30件以上	-	-	-	年間32件								
達成度			-	-	-	106.7%								

安全委員会実施回数(計画値)	毎月1回		毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回							
安全委員会実施回数(実績値)		毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回								
達成度			100%	100%	100%	100%									
役員及び職員への安全教育(計画値)	年2回以上	-	年2回程度	年2回程度	年2回程度	年2回以上	年2回以上								
役員及び職員への安全教育(実績値)		年2回以上	年2回	年2回	年2回	年2回									
達成度			100%	100%	100%	100%									
役員又は管理職員から職員への安全教育実施回数(計画値)	年2回以上	-	-	-	-	年2回以上	年2回以上								
役員又は管理職員から職員への安全教育実施回数(実績値)	-	年2回以上				年2回									
達成度						100%	100%								
内部安全監査の実施回数(計画値)	年1回	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回								
内部安全監査の実施回数(実績値)	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回									
達成度			100%	100%	100%	100%									
安全総点検実施回数(計画値)	年2回		-	-	-	年2回	年2回								
安全総点検実施回数(実績値)		年2回	-	-	-	年2回									
実績値			-	-	-	100%									
航空局安全監査受検回数(計画値)	年4回		-	-	-	年4回	年4回								
航空局安全監査受検回数(実績値)		年4回	-	-	-	年4回									
実績値			-	-	-	100%									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学以下より安全運航の確保を図ること。</p> <p>① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施すること。</p> <p>イ 航空大学の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定すること。</p> <p>a. 業務の特性を表した指標であること。</p> <p>b. 測定可能な指標であること。</p> <p>c. 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現</p>	<p>安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、航空事故・重大インシデント0件を達成するために、以下の事項を行う。</p> <p>① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。</p> <p>イ航空大学の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定するものとする。</p> <p>a 業務の特性を表した指標であること。</p> <p>b 測定可能な指標であること。</p> <p>c 過去の実績、事業計画等と照合し、</p>	<p>安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行う。</p> <p>① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。</p> <p>イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおり設定する。</p> <p>1) 航空事故・重大インシデント:0件</p> <p>2) イレギュラー運航件数:10000飛行時間あたり4.78件以下</p>	<p>航空事故・重大インシデント件数</p> <p>イレギュラー運航件数(10000時間あたり件数)</p>	<p>安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行った。</p> <p>【資料1-9】</p> <p>①航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。</p> <p>イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。</p> <p>1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。</p> <p>2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間14509時間に対して8件発生しており、10000時間あたり5.51件であった。</p>	<p>評価:B</p> <p>安全運航の確保を業務運営の最重要課題に位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するため、年度計画で立てた事項を全て実施した。</p> <p>上記を踏まえ B と評価する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>航空大学校では、平成23年に発生した帯広分校機の墜落事故に対する運輸安全委員会からの勧告を踏まえて、安全管理体制の強化に向けた取り組みを確実に実施し定着させるため、平成26年3月に中期計画を変更後し、平成26年度からは、航空事故・重大インシデント0件を達成するため、各年度において航空安全プログラムに基づく取り組み等を実施することとした。</p> <p>これを踏まえ、航空大学校では、理事長のリーダーシップの下での安全管理システム(SMS)の強化、役職員及び学生に対する安全教育の充実、実機訓練における教育の実態をより正確に把握するためのICレコーダーの導入、航空大学校の安全監査プログラムに基づく内部監査の実施等、年度計画に基づく取り組みが実施され、航空事故・重大インシデント0件を達成した。</p> <p>なお、安全指標のうち、イレギュラー運航件数が安全目標値を若干上回ったが、イレギュラー運航については機材の不具合等を要因とするものである。これらの不具合等については、関連法令等に従って機材の整備が実施された中で発生したものであり、また、整備内容に瑕疵があったものではないが、航空大学校では、案件ごとに対策を講じた上で、安全の確保を図っている。その他の安全指標についても安全目標に沿って取り組みが実施された。</p> <p>また、航空局においては、運輸安全委員会から国土交通大臣宛の勧告を踏まえて、航空大学校が実施している安全管理体制改善に向けた取組状況や各種安全対策を確認するため、定期的に実地検査を実施しているところ、これまでの検査では、法人からの報告のとおり安全管理体制の構築及びその適切な運用に向けた対策が着実に実施されており、安全管理に係るPDCAサイクルが機能しつつあることを確認している。</p> <p>これらを踏まえれば、平成26年度においては、安全運航の確保に向けた所期の目標は達成されたと評価できることからB評価とした。</p> <p><その他事項(有識者の意見)></p> <p>安全への取り組みについては正解というものは無いが、より一層の取り組みを推進してほしい。</p>

<p>状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。</p> <p>□ 安全管理システム(SMS)のもと、航空大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取り組み目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施すること。</p>	<p>現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。</p> <p>□ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行う。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、安全業務計画を事業年度毎に作成し実施する。また、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において安全委</p>	<p>3) 安全教育受講回数:役員、運航に関係する職員及び学生それぞれ2回以上</p> <p>4) 役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教官オブザーブ回数:教官1人に対して年に2回以上</p> <p>5) ヒヤリハット報告件数:年間30件以上</p> <p>□ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行う。</p> <p>SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図るとともに安全業務計画を作成し実施する。</p>	<p>安全教育受講回数</p> <p>(教官1人当たりの)役員等による教官オブザーブ回数</p> <p>ヒヤリハット報告件数</p>	<p>3) 安全教育受講回数:7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施した。</p> <p>4) 役員、教官又は実科首次席教官(経験者含む)による教官オブザーブは教官1人に対して年に2回実施した。(教官によっては3回以上実施した。)</p> <p>5) ヒヤリハット報告は年間で32件の報告があった。</p> <p>□ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行った。</p> <p>SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化(JUST CULTURE)を含め安全に関する基本</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>ハ 航空大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告すること。</p>	<p>員会を毎月1回実施する。</p> <p>ハ 義務報告について引き続き実施するとともに、自発報告制度を確立し、個人が報告すること</p>	<p>組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施するとともに、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を定期的に開催する。</p> <p>7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行う。</p> <p>※公正な文化(JUST CULTURE)とは、安全に関する大切な情報を提出することが奨励され、許容されること・されないことが明確に区別されることにより構築される。</p> <p>ハ 公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告</p>		<p>方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。</p> <p>【資料1-10】</p> <p>組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。</p> <p>7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行った。</p> <p>ハ 公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>二 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役員及び職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する指導・監督を行うこと。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進すること。</p>	<p>を推奨する。また、必要に応じて国土交通省等に報告する。</p> <p>二 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を毎年2回以上実施する。また、航空大学校内部においても職員への安全教育を定期的に実施し、法令等規則の遵守に関しても注意喚起を行うとともに、学生からのアサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りのために教官を指導する等の取り組みを推進する。</p> <p>また、整備委託先等に対しては安全監査を通じて安全教育実施の指導・監督を行う。更に、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、その結果につい</p>	<p>について引き続き実施するとともに、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図る。また、必要に応じて国土交通省等に報告する。</p> <p>二 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回以上実施する。また、航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育を2回以上実施し、法令等規則の遵守に関しても注意喚起を行うとともに、帯広事故後から行っている学生からのアサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りについて、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化する。さらに、日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進の</p>		<p>また、航空安全情報自発報告制度(VOICES)の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。</p> <p>二 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、学生の入校時に合わせて年2回実施した。</p> <p>アサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。</p> <p>日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。</p> <p>事故の記憶を風化させないための事故関連資料を常時閲覧が可能とし、入校時等での資料の回覧及び慰霊祭等を実施した。</p> <p>整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安</p>						
--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--

<p>② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。</p>	<p>て周知・徹底等を図る。</p> <p>② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。また、安全管理システム(SMS)を活用して航空事故への予防意識の定着を図る。</p>	<p>ための取り組みに積極的に参加する。</p> <p>展示コーナーを設けるなど事故の記憶を風化させないための事故関連資料の活用について検討する。</p> <p>整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行う。</p> <p>訓練機の安全運航の確保について、外国の国立操縦士養成機関の安全対策などを含めた調査・検討を行うとともに、その結果について周知・徹底を図る。</p> <p>② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施することとし、特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させる。また、公正な文化(JUST CU</p>		<p>全教育実施の指導・監督を行った。</p> <p>訓練機の安全運航の確保について、外国の国立操縦士養成機関の安全対策等の調査を行い、調査結果を報告書として取りまとめているところ。</p> <p>②学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。</p> <p>過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練におけるTEMの実践の強化も図った。</p> <p>また、公正な文化(JUST CULTURE)に基づく</p>		
--	--	---	--	---	--	--

<p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進すること。</p>	<p>るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化する。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、効果的な方策の導入等とともに、担当教官に対して必要に応じ教育方法等に関するアドバイス等を行う体制を充実させる。また、学生への教育の質の更なる向上、平準化を図るため、指導方法等に関する教官間の意見交換等を推進する。</p>	<p>LTURE)に基づく安全風土を醸成することにより、安全管理システム(SMS)の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化する。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入しているICレコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図るとともに、全機での運用について検討する。また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討する。さらに、役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教育オブザーブを強化するなど担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等</p>	<p>安全風土を醸成するよう努めた。その上で、安全管理システム(SMS)の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入しているICレコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図るとともに、検討の上、全機での運用を開始した。また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。次年度以降は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。さらに、役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教育オブザーブを充実・強化させ、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。</p>		
--	--	---	---	--	--

<p>④ 訓練機の運航に直接関係する部門(整備委託先等を含む)に対する安全監査を定期的に実施するとともに、安全対策に万全を期すこと。</p>	<p>④ 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。</p>	<p>を行う体制を充実させる。 学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図る。 機内ビデオカメラの設置の可能性について引き続き調査・研究を行う。 宮崎フライト課程と帯広フライト課程における訓練機について、安全性が強化された新型機への更新について検討し、結論を得る。</p> <p>④ 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施する。 また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航</p>		<p>学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。 機内ビデオカメラの設置の可能性について調査を行い、操縦時の視野の確保や訓練中に学生が上空で座席を入れ替わる際の障害にならない等の条件により設置箇所が機体後方に限定されるため画像検証の手法としては不十分であるため、設置については当面見合わせることにした。 宮崎フライト課程と帯広フライト課程における訓練機について、安全性が強化された新型機への更新について必要な性能及び保守体制等を取り纏めた。</p> <p>④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大</p>						
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

		空局による安全監査を4回受検する。		学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を4回受検した。		
--	--	-------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	私立大学等の民間養成機関への協力		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常利益(千円)				
									行政サービス実施コスト (千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
操縦士の養成における民間参入の拡大のため、私立大学等の民間操縦士養成機関における操縦士の養成が安定的になされるように、学科及び実技に関する標準となるような教材の作成、大学校が保有する訓練ノウハウの提供等により、民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施すること。	航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容(シラバス)の提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム(SMS)整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機	航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容(シラバス)の提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム(SMS)整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機		航空機操縦士連絡協議会及び同協議会WGにおいて、航空大学校の訓練における教授手法等の支援を行うべく、当校の訓練オブザーブの実施について提案を行った。 【資料1-11】	評定:B 航空機操縦士連絡協議会に設けられた3つのWGのうち、微量向上WGにおいて、操縦士の技量の底上げを目的として私立大学等の民間操縦士養成機関に対し、当校の訓練オブザーブ実施を提案している。 上記のことからBと評価する。 <課題と対応> 今年度の課題として技術支援の具体的な方法が考えられる。	評定 B <評定に至った理由> 従前の私立大学等の民間養成機関への支援に加えて、平成26年度は航空機操縦士養成連絡協議会等を通じて航空大学校の訓練オブザーブ実施について提案を行い、現在、平成27年度中のオブザーブ実施に向けて準備を進めているところである。これらの取り組みを踏まえると、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

		関への技術支援を 着実に実施する。	関への技術支援を 着実に実施する。			次年度は提案した訓練オブザ ーブを実施し、各養成機関が必 要とする支援内容を具体的に 把握する必要がある。	
--	--	----------------------	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	航空技術安全行政への技術支援機能の充実		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法 条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビ ュ	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常利益(千円)				
									行政サービス実施コスト (千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。 ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。	① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。 ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等	① 国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。 ② 運航者の立場に立ち、航空安全に関する調査・研究を推進するとともに、航空大学校の知見及び技術力等を行政にフィードバック		① 国の航空従事者試験官の技量保持訓練及び特定操縦技能審査を受託し、訓練を実施した。 ・宮崎7名(10月～3月) ・帯広7名(10月～3月) ②乗員養成や航空安全に関して、随時、国土交通省と意見交換を行った。また、海外のパイロット養成機関等に対して航空大学校の施設見学を実施し、	評定:A 今年度は国の訓練計画への対応し、国の航空従事者試験官の技量保持訓練等を受託し、訓練を実施した。 また、乗員養成や航空安全に関して国土交通省と意見交換を行うだけでなく、海外のパイロット養成機関等への航空大学校の施設見学など、航空技術安全行政への支援を実施した。 今年度も72名(応募者526名、受験者515名)を養成して	評定 B <評定に至った理由> 国の試験官の技量保持訓練受託や調査・研究等については、例年どおり実施されている。26年度は、さらにANAから操縦士訓練及び教育証明に係る訓練を受託したことからA評価としているが、3-3(自己収入の拡大)においても、同様の理由でA評価としていることや、航空技術安全行政への技術支援機能の充実という観点から考慮すると、訓練の受託をもって中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているとまでは認められず、B評価が妥当である。 <その他事項(有識者の意見)> ・ANAからの訓練受託をもって本項目と3-3の両方をAと評価することは適切ではなく、3-3の評価対象として整理すべきである。

	<p>を航空技術安全行政における規制／基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。</p>	<p>する機能の充実を図るため、随時、国土交通省との間で意見交換を行い、さらなる連携強化に努める。</p> <p>③ 交通政策審議会航空分科会基本政策部会技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会における検討を踏まえ、航空大学校に求められる操縦士の安定的な供給源としての中心的な役割を果たすとともに、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与する。そのため、私立大学への技術支援の他、航空大学校の施設等の経営資源を活用して、航空会社や私立大学の操縦士訓練の一部を受託すること等を検討する。</p>		<p>航空技術安全行政への支援を行った。</p> <p>③ 交通政策審議会航空分科会基本政策部会技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会における検討を踏まえ、年間72名の操縦士を養成し、操縦士の安定的な供給源としての中心的な役割を果たした。また、全日本空輸株式会社より操縦士訓練及び教官の教育証明に関する訓練を以下の通り受託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ANA 第 73・74 期訓練生 : 12 名 ・ANA 教育証明業務受託 : 3 名 <p>【資料1-12】</p>	<p>おり、操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たした。さらに、年度計画において航空会社の操縦士訓練の受託に係る検討を行うとしていたものについては、受託体制の整備のみならず、ANAの操縦士訓練、及び教育証明に係る訓練を受託し年度計画を上回る実績を得た。</p> <p>これらを踏まえAと評価する。</p>	
--	--	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	成果の活用・普及		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法 条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビ ュ	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
航空教室実施回数(計画値)	各年度4回程度		4回	4回	4回	4回			予算額(千円)				
航空教室実施回数(実績値)	-		5回	16回	19回	25回			決算額(千円)				
達成度	-	-	125%	400%	475%	625%			経常費用(千円)				
市民航空講座実施回数(計画値)	各年度2回程度	-	2回	2回	2回	2回			経常利益(千円)				
市民航空講座実施回数(実績値)	-	-	4回	9回	8回	9回			行政サービス実施コスト(千円)				
達成度	-	-	200%	450%	400%	450%			従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。	従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航	従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想	<主な定量的指数> ・航空教室実施回数 ・市民航空講座実施	「空の日」行事について、帯広分校は9月に、宮崎本校及び仙台分校は10月に実施した。校外学習の一環として、「航空教室」を25回(宮崎13回、帯広5回、仙台7回)開催するとともに、「市民航空講座」を9回(宮崎4回、帯広2回、仙台3回)	評定:A 航空思想の普及・啓発のための行事として、「空の日」、航空教室及び市民航空講座について年度計画以上に実施した。また、face bookの活用によりホームページへのアクセス回数の増加(対前年比5,193増)など航空思想の普及啓発活動を実施した。これらを踏まえAと評価する。	評定 A <評定に至った理由> 航空思想の普及・啓発に向けて、航空教室、市民航空講座の実施回数が中期計画より大幅に上回っており、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価が妥当である。 <有識者の意見> 航空教室や市民航空講座の実施回数については当初の計画を大幅に上回っており、A評価に値する。

	空思想の普及、啓 発を図るため市民 航空講座を年間2 回程度実施する。	の普及、啓発を図 るため市民航空講座 を2回程度実施す る。	実施し、航空思想の普及、 啓発に努めた。 また、face book への記事 投稿は 127 回実施し、ホ ームページアクセス回数 は 25,902 回であった。 【資料1-13】		
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	内部統制の充実・強化		
業務に関連する政策・施策	政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。	当該事業実施に係る根拠(個別法 条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュ ー	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常利益(千円)				
									行政サービス実施コスト (千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
内部統制については、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含め、更に充実・強化を図ること。	法令遵守の徹底及び内部統制の強化は安全を確保する上で極めて重要であることに鑑み、法令遵守及び内部統制の監査の実施の強化や、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制	法令遵守及び内部統制の監査の実施を強化するとともに、内部評価委員会への外部委員の参画を図る。また、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制		監事による業務監査を実施した(宮崎本校:9月~3月、帯広分校:12月、仙台分校:1月)。内部評価委員会においては、外部委員として宮崎公立大学辻教授に参画頂いた。コンプライアンス研修を担当職員が受講し、その研修内容を全職員に周知した。また、内閣官房情報セキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機	評定:B 内部評価委員に外部委員を参画頂くなど、年度計画で立てた事項を全て確実に実施した。上記のことからBと評価する。	評定 B <評定に至った理由> 監事監査や内部評価委員会等が年度計画どおり実施されており、法令遵守及び内部統制の強化に向けて目標の水準を満たしていると認められる。

	整備を推進するとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。	い、意識の向上を図る。	構が主催した情報セキュリティ勉強会総務省行政管理局が主催した情報公開・個人情報保護担当者連絡議に担当者を参加させるとともに、これらのセミナー等の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策について周知徹底を図った。 【資料1-14】		
--	------------------------------------	-------------	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員削減数(計画値)	3名	-	3名	3名	3名	3名	3名	
常勤職員削減数(実績値)	-	3名	3名	3名	3名	3名		
達成度								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
事業全般の精査・見直しを行い、効率的な運営体制を確保しつつ、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた事業運営の合理化・適正化を図ること。	以下の措置を活用した事業運営体制の合理化・適正化を図ることにより、中期目標期間中に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、常勤職員数を削減する。	以下の措置により、より効率的な組織運営を推進し、あわせて年度末までに常勤職員数を3名削減する。		以下の措置により、より効率的な組織運営を推進し、常勤職員数を3名削減した。	評価:B 年度計画どおり、より効率的な組織運営を推進し、常勤職員数を3名削減した。 上記のことからBと評価する	評価	B
						<評価に至った理由> 整備業務の簡素化や管理業務の精査・見直しにより常勤職員を削減できたことは、中期計画の所期の目標を達成したと認められる。	

<p>① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。</p> <p>② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。</p> <p>③ 管理業務の精査・見直しを行い、管理部門の簡素化を図ること。</p>	<p>① 運航支援業務（整備業務、運航管理業務）の民間委託等を引き続き図る。</p> <p>② 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査見直しを実施する。</p>	<p>① 整備業務等の民間委託及び契約職員による運航管理業務の実施を継続する。</p> <p>② 本校及び分校の管理業務の精査・見直しを図る。</p>		<p>① 整備業務の一環である部品管理（支給部品管理、購入等）の維持管理を請負業者へ委託することにより、業務の簡素化を図った。</p> <p>また、運航管理業務について、引き続き契約職員を活用した。</p> <p>② 本校及び分校の管理業務の精査・見直しを図り、両分校の総務課業務を本校総務課・会計課に集約した新たな組織体制とした。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	人材の活用		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数に対する人事交流比率	10%程度	-	23%	22.4%	14.4%	27.7%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
操縦士養成業務に必要な役職員を確保するとともに、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。	エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。	内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。	職員数に対する人事交流比率	内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の27.7%(28名)について、国等との人事交流を行った。 その内1名については、全日本空輸株式会社より現役の機長を教官として招聘した 【資料2-1】	評価:B 年度計画どおり、内部組織の活性化を図るべく職員の人事交流を行った。 上記のことからBと評価する。	評価	B <評価に至った理由> 職員の27.7%について国等と人事交流を行っており、うち1名については全日本空輸から現役の機長を教官として招聘した。このため、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ	行政事業レビュー番号 0170、0171
		—	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(年度計画額)(千円)		-	142,874	138,588	134,430	133,923	129,973	-
一般管理費(年度実績額)(千円)		-	181,429	142,881	142,741	148,163		-
上記削減率	中期目標期間に見込まれる経費総額を初年度経費に5を乗じた額の6%程度に抑制する。							-
達成度								
業務経費(年度計画額)(千円)		-	1,028,122	1,017,841	1,007,662	1,111,725	1,193,116	-
業務経費(年度実績額)(千円)		-	825,246	1,208,061	1,122,655	1,106,261		-
上記削減率	中期目標期間に見込まれる経費総額を初年度経費に5を乗じた額の2%程度に抑制する。							-
達成度								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。</p> <p>① 教育・訓練業務の効率化</p> <p>現行の養成期間(2年間)を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、飛行訓練装置の更なる活用による効果的な実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。</p>	<p>①</p> <p>イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の510時間から1割程度増やし、養成期間を現行の4ヶ月から5ヶ月に延長して教育の適正化・質の向上を図る。</p> <p>ロ 実科教育においては、飛行訓練装置を活用することにより、仙台フライト課程における実機の操縦演習を現行の70時間から65時間程度に、同</p>	<p>① 教育・訓練業務の効率化</p> <p>イ 平成23年度から宮崎学科課程において開始した新シラバスによる学科教育の内容を評価し、必要に応じて適正化・一層の質の向上を図る。</p> <p>ロ 仙台フライト課程の養成期間を7ヶ月に短縮するシラバスについて評価し、必要に応じて適正化・一層の質の向上を図る。また、帯広フライト課程及</p>		<p>① 教育・訓練業務の効率化</p> <p>イ 平成23年度から宮崎学科課程において開始した新シラバスによる学科教育を継続した。その結果、平成26年度の学生を含む新シラバスにおける期末試験の平均点は旧シラバスの平均点よりも引き続き高い傾向にあり、加えて、事業用操縦士の学科試験について、初回の受験での合格率を比較したところ、新シラバスの学生の方が高い合格率である。</p> <p>【資料2-2】</p> <p>ロ 平成23年度入学者(58回生I期)から、仙台フライト課程の養成期間を7ヶ月に短縮するとともに、飛行訓練装置を最大限活用しているところ、26年度は更なる効率的な訓練とするため、シラバスを見直し、飛行訓練装置の時間短縮を図った。</p> <p>これらの取り組みにより、技量の質を維持しつ</p>	<p>評価:B</p> <p>教育・訓練業務の効率化及び適正化を図るため、以下の2つの事項について計画通り実施した。</p> <p>①新シラバスによる効果を検証し、良好な結果を得た。</p> <p>②仙台フライト課程の短縮、飛行訓練装置による訓練の効率化を実施した。</p> <p>上記により運航経費を削減することができた。</p> <p>これらのことから B と評価する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>平成23年度から宮崎学科課程において開始した新シラバスを検証した結果、事業用操縦士の学科試験の初回合格率が旧シラバスより高かったことや、引き続き飛行訓練装置による訓練の効率化を図っていることから、教育・訓練の効率化及び適正化が図れており、目標の水準を満たしていると認められる。</p>	

		課程の養成期間を現行の8ヶ月から7ヶ月に短縮し、適正化・効率化を図る。	び宮崎フライト課程における飛行訓練装置を活用する教育を定着させ、実機時間の短縮など訓練の効率化を図る		つ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化がなされた。 【資料2-3】		
②教育支援業務の効率化 運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。	②教育支援業務の効率化 新技術等の活用を図り運用業務及び整備業務の効率化を図る。	②教育支援業務の効率化 平成24年度より新たに導入している双発訓練機の整備方式について評価を行い、引き続き整備作業の効率化を図るとともに、運航管理業務の効率化を検討する。		②教育支援業務の効率化 双発訓練機の整備方式をShort Inspection Guide (S I方式)に移行したが、整備項目見直し及び効率化により約1,027万円削減した。 帯広分校において冬期発動機試運転の検証を行い約126万円を削減した。 【資料2-4】	評価:B 平成25年度で整備方式の移行は完了し、今年度は新方式を更に見直し、前年度に比べて約1,027万円削減した。 上記のことからBと評価する。	評価 B ＜評価に至った理由＞ 新たな整備方式により、整備作業の効率化が図られており、前年度よりも更に整備費が削減されたことから、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。	
③ 一般管理費の縮減 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制すること。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うこと。	② 一般管理費の縮減 業務の効率化等により一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。また、経費節減の余地がないか自己評	③ 一般管理費の縮減 業務の効率化等により一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成26年度予算(対前年度比3%減)内で確実に執行する。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。		③ 一般管理費の縮減 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、受託収入の増加に伴う消費税納付等により、実績額が予算額を上回ったものの、前年度までの繰越金の活用及び収入金の充当により、平成26年度予算内で執行した。 経費削減についてもヒアリングなど業務の必要性を確認した上で適切かつ適正に予算執行した。 これらのことから B と評価する。	評価:B 一般管理費については、受託収入の増加に伴う消費税納付等により、実績額が予算額を上回ったものの、前年度までの繰越金の活用及び収入金の充当により、平成26年度予算内で執行した。 経費削減についてもヒアリングなど業務の必要性を確認した上で適切かつ適正に予算執行した。 これらのことから B と評価する。	評価 B ＜評価に至った理由＞ 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、受託収入の増加による消費税納付額の増加等により、予算額を上回ったが、繰越金の活用や自己収入の拡大等により、全体としては予算内で執行されている。また、経費執行時に経費削減の余地についてヒアリングするなど、適切な見直しを行っていることから、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。	

					つ適正に予算を執行した。		
④ 業務経費の縮減 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制すること。	④ 業務経費の縮減 業務の効率化等により業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。	④ 業務経費の縮減 業務の効率化等により業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成26年度予算(対前年度比1%減)内で確実に執行する。		④ 業務経費の削減 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、飛行訓練装置の活用や整備方式の移行による業務の効率化により、平成26年度予算内で執行した。	<p>評価:B</p> <p>平成26年4月より消費税率が8%となったことにより業務経費の予算額が増加し、航空機燃料費の高騰により運航経費等が増加したものの、業務の効率化や前年度までの繰越金の活用等により平成26年度予算内で執行できた。これらのことからBと評価する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 航空機燃料費の高騰により運航経費等が増加したが、26年度予算内で執行できたため、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。</p>	
⑤教育コストの分析・評価 適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。	⑤教育コストの分析・評価 教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。	⑤教育コストの分析・評価 教育業務、教育支援業務及び付帯業務に係る経費の分析・評価を行い、教育コストの抑制に努める。		⑤教育コストの分析・評価 教育業務、教育支援業務及び付帯業務に係る経費の区分・把握を行い、教育業務、教育支援業務に係る経費を平成25年度の経費と比較した。効率的な業務運営を進めた結果、教官の人件費の削減を実現した。 運航費の上昇については、CIF価格(※)の連動(平成26年度は平成25年度と比べて約5%上昇)と	<p>評価:B</p> <p>教育コストについては、年度計画に立てたとおり教育業務、教育支援業務及び付帯業務に係る経費の区分・把握を行い、教育コストの抑制に努めた。 コスト上昇の要素として、燃料費高騰による運航費の増加及び人件費があるが、前者はCIF価格の連動と同等以下であり、後者は東日本大震災の復興財源捻出のための特例措置終了によるものである。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 平成26年度については、消費税率引き上げ、燃料費高騰による運航経費の増加、人件費の特例措置終了による増加といった特殊事情があったが、運航経費の増加率(4.6%)は、CIF価格の年間上昇幅(4.7%)と同等以下に抑制できたことから、中期計画における所期の目標を達成したと認められる。</p>	

				<p>同等以下に抑制することが出来た。</p> <p>人件費総額については、東日本大震災の復興財源を捻出するための特例措置(給与総額 7.8%減)が終了したため、前年度に比べて増加した。</p> <p>【資料2-5】</p> <p>※CIF 価格 CIF 条件下での貿易取引の価格のことで、「Cost (価格)」と「Insurance (保険料)」と「Freight (運賃)」の三要素から構成される価格である。輸出業者が貨物を荷揚げ地の港(輸入港)で荷揚げするまでの費用(輸出梱包費、輸出通関費、運賃、船荷保険料等)を負担し、一方で荷揚げした以降の費用は輸入業者が負担するという取引条件である。</p>	<p>これらのことから B と評価する。</p>	
<p>⑥契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>⑤ 契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施し、契約の適正化の推進及び業務運営の効率化を図る。</p>	<p>⑥契約の適正化の推進 契約監視委員会の監視下で、契約状況の点検・見直しを実施し、契約の適正化の推進及び業務運営の効率化を図る。</p>	<p>⑥契約の適正化の推進 契約監視委員会を開催し、一者応札・応募案件について報告し、当該委員会のアドバイスを受け、契約状況の点検、見直しを実施し、一者応札案件の改善策を講じた。</p> <p>【資料2-6】</p>	<p>評価:B 契約監視委員の指導を受け、公告期間の延長などの一者応札改善策を講じた。 上記を踏まえ B と評価する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 契約監視委員の指導を受け、公告期間の延長などの一者応札改善策を講じており、目標の水準を満たしていると認められる。</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算・収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 中期計画に向けた予算の策定 運営費交付金を充当して行う事業については、本中期目標に定めた事項に沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	(1) 予算、収支計画及び資金計画 【資料3-1 参照】	(1) 予算、収支計画及び資金計画 【資料3-1 参照】		(1) 予算、収支計画及び資金計画 別紙1、2、3のとおり。 【資料3-1】	評価：B 本中期目標に定めた事項に沿った中期計画予算及び平成26年度計画に基づき、適正に予算を執行した。	評価 B <評価に至った理由> 本中期目標に定めた事項に沿った中期計画予算及び平成26年度計画に基づき、適正に予算を執行されている。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	人件費削減の取り組み		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。	総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、各事業年度毎の削減計画にあたっては、別紙2の				人件費削減の取り組みについては、項目別調査4-7に記載。	評価	—

		とおりとする。						
--	--	---------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	自己収入の拡大		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入すること。また、平成28年度以降のあり方について必要に応じ検討する場合には適切	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させる。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。また、平成28年度以降のあり方につ	① 受益者負担 平成23年度に導入した大学校の訓練の実施に直接必要となる経費(航空機のリース費、整備費、燃料等)の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みに従い、各航空会社に負担を求める。 ② 受益者負担の在り方等を含む自己収入の確保に向けた検討を引き続き行う。		①受益者負担 平成23年度に導入した大学校の訓練の実施に直接必要となる経費(航空機のリース費、整備費、燃料等)の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みに従い、各航空会社に負担を求めた。 ②平成26年度から航空会社の負担額の算定方法が変更となったことを受け、航空会社と調整を行った。また、航空会社及び国土交通省航空局の訓	評価:A 今年度より大学校の訓練実施に直接必要となる経費の一部を航空会社等に負担いただく仕組みが変更となったが、昨年度の仕組みと比べ、特に中小のエアラインに負担感が強くなっており、費用負担に係る調整が困難であった。しかし、各航空会社へ変更内容の説明、及び費用負担への理解を求め、1社を除いて費用を負担して頂くこととなった。 また、自己収入については国土交通省航空局職員の訓練のみならず航空会社からも操縦士の訓練を新規で受託した。 これらを踏まえれば A と評価する。	評価 A <評価に至った理由> 平成26年度については、航空大学校の自己収入の拡大として、中期計画に基づく航空会社からの受益者負担のみならず、航空会社から、操縦士の資格取得訓練や教官の教育証明取得訓練を受託することにより自己収入が増加したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められ、A評価が妥当である。

	<p>に対応すること。</p>	<p>いて必要に応じ検討する場合には適切に対応する。</p>			<p>練を受託することにより、自己収入の拡大を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ANA 第 73・74 期訓練生 :12 名 (受託額:164,583,776 円) ・ANA 教育証明業務受託 :3 名 (受託額:9,970,950 円) 		
--	-----------------	--------------------------------	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。		平成26年度は短期借入を行わなかった。		評価	—

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		該当無し					評価 —

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	市道(宮崎市)拡張に伴い、隣接する同校用地の処分を行う。 (財産処分の内容) 航空大学校土地	特になし		特になし		評価	—

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ	行政事業レビュー番号 0170、0171
		—	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	① 入学希望者数の増加策に要する費用 ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施 ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入 ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入	計画なし		—	—	評価	—

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	施設・設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。	【資料4-1 参照】	【資料4-1 参照】		平成26年度整備計画に計上している宮崎本校の第1・2格納庫耐震補強等改修工事他2件について、163百万円の予算内で執行した。 【資料4-1】	評価:B 年度計画どおり実施したことからBと評価する。	評価	B
						<評価に至った理由> 年度計画どおり施設及び設備の整備が実施されたことから、中期計画における所期の目標が達成されたと認められる。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。	保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。	保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。		保有資産の必要性については、見直しを行い、必要性のないものはなかった。引き続き、適時利用実態を把握し、将来に渡り業務を確実に実施するうえで、保有の必要性を検証する。	評価:B 保有資産台帳を基に全資産について見直しを行い、不要な資産がないことを確認した。 上記を踏まえBと評価する。	評価	B <評価に至った理由> 保有資産の必要性について見直しを行っており、不要なものはなかったことから、B評価が妥当である。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4—7	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー —	行政事業レビュー番号 0170、0171

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員削減数(計画値)	3名	-	3名	3名	3名	3名	3名	
常勤職員削減数(実績値)	-	3名	3名	3名	3名	3名		
達成度								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	①方針 一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。 ② 人件費削減の取り組み 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	① 方針 一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。 ② 人件費削減の取り組み イ 中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、常勤職員数を3名削減する。 ロ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、適正化に計画的に取り組む		①方針及び②人件費削減の取り組み イ 本校及び分校の管理業務等の精査・見直しを図り、中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、平成26年度においては3名削減した。 ロ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その結果や取り組み状況について公表した。 また、平成26年度における当校の給与水準を示すラスパイレス指数は102.5(対	評定:B 年度計画を着実に実施している。また当校の給与水準を示すラスパイレス指数は、当校は都市部(東京都特別区等)の官署に在籍していた国家公務員からの出向者を受け入れているため、これらの職員に対する地域手当の異動保障、広域異動手当及び単身赴任手当等の支給が必要となり、そのことが指数を押し上げているものである。これらのことから B と評価する。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 平成26年度においても人件費の削減に取り組んでいる。また、給与水準については、国家公務員からの出向者の手当により変動するものの、国家公務員の給与水準を準拠の上、適正な運用に努めている。

	<p>特に事務・技術職員の給与水準については、平成21年度の対国家公務員指数が年齢勘案で106.3となっていることを踏まえ、平成27年度までにその指数を100.0以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直す。</p> <p>なお、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、今後も国との人事交流が行われることから、対国家公務員指数については、都市部の官署に勤務していた者や単身赴任者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当が支給されるため、一時的に指数を押し上げる要因となっている。引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努める。</p>	<p>むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表する。引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努める。</p>		<p>前年度－3.4、平成25年度は107.9)となっている。</p> <p>航空大学校は宮崎市、帯広市及び岩沼市に所在するため、都市部（東京都特別区等）の官署に在籍していた国家公務員からの出向者を受け入れる場合、これらの職員に対する地域手当の異動保障、広域異動手当及び単身赴任手当等の支給が必要となり、指数を押し上げる大きな要因となっている。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

